

秋田県 飲食店等事業継続緊急支援金 申請の手引き



秋田県中小企業応援キャラクター
がんばっけさん

【申請サポート・対面相談窓口・お問い合わせ】

秋田県飲食店等事業継続緊急支援金事務局

コールセンター（10月20日から）☎018-874-8835

受付時間：午前9時30分から午後5時30分まで

（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

【対面相談窓口】（10月27日(水)～1月31日(月)）

場 所：秋田市山王2丁目1-53

秋田山王21ビル 5階

時 間：月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）

午前9時30分から午後5時30分まで

※1回30分以内での相談となります。

※完全予約制です。事前にコールセンターで、ご予約の上ご来場ください。

また、来場の際には、添付書類を必ずご持参ください。

◎このほか、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会でも相談を受付ています。必ず事前にご予約の上、ご相談ください。

1 秋田県飲食店等事業継続緊急支援金とは

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食業等を営む秋田県内の中小企業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

(2) 支援金の額

1事業者当たり売上金額3千万円につき30万円
(上限300万円)

売上金額	支援金額
60万円超 ~ 3,000万円	30万円
3,000万円超 ~ 6,000万円	60万円
6,000万円超 ~ 9,000万円	90万円
9,000万円超 ~ 12,000万円	120万円
12,000万円超 ~ 15,000万円	150万円
15,000万円超 ~ 18,000万円	180万円
18,000万円超 ~ 21,000万円	210万円
21,000万円超 ~ 24,000万円	240万円
24,000万円超 ~ 27,000万円	270万円
27,000万円超 ~	300万円

(3) 申請受付期間

令和3年10月27日(水)から令和4年1月31日(月)まで

(5) 申請方法

以下の方法によりご提出ください。

・郵送の場合

申請書類を封入の上、以下に送付ください。

※令和4年1月31日（月）必着です。

【宛先】〒010-0951

秋田市山王2丁目1-53秋田山王21ビル5階

秋田県飲食店等事業継続緊急支援金事務局

※封筒裏面に店舗の住所および氏名を記載してください。なお、郵送料は申請者の負担になります。

・電子申請

10月27日（水）から電子申請の受付を開始します。

秋田県公式サイトから

「秋田県飲食店等事業継続緊急支援金電子申請」の手続きにお進みください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/60698>

※申請は、郵送と電子申請のみです。県庁や地域振興局の窓口では受付していませんので、持参しないでください。

(6) 申請書の入手方法

次の場所で申請書を入手することができます。

- ・県ホームページ【電子データ】
- ・秋田県庁第二庁舎1階ホール【紙媒体】
- ・各地域振興局【紙媒体】

2 対象者

対象者は、次の要件を全て満たす中小企業者等(※)です。

- ① 申請時点において、法人にあっては、県内に本店又は主たる事業所を有すること。また、個人事業主にあっては、秋田県内に住民登録（納税地でも可）を行っていること。
- ② 主たる業種が飲食業で、申請日時点において、店舗所在地の所轄の保健所からの飲食店または喫茶店の営業許可を有している者。もしくは、飲食店と継続的に直接取引（年間20%以上）のある事業者。いずれも、今後、事業を継続する意思があること。（創業3ヶ月以上経過している場合は創業者も対象になります（P9参照））
- ③ 直近決算期の売上が前年度又は、前々年度と比較して20%以上減少していること。（P9参照）
- ④ 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ① 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ② 地方公共団体からの出資割合が50パーセントを超える法人
- ③ 地方公共団体の特別職又は職員が役員に就任している法人
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う方
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教上の組織又は団体
- ⑦ 上記のほか、本支援金の趣旨および目的に照らして適当でないとして知事が判断した方

※本事業での中小企業者等とは次のとおりです。

- ・個人事業主
- ・次のいずれかを満たす法人
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
 - ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下であること。

3 申請手続き(添付書類)※法人・個人共通

※飲食店のみ

食品衛生法 営業許可証

申請書の『2 保健所の飲食店営業等の許可を受けた施設および申請額』に番号を転記してください。

指令○福環-○-○号
令和○年○月○日

本支援金の対象となる営業の種類は「**飲食店営業**」または「**喫茶店営業**」です。

の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

○○保健所長

営業の種類	飲食店営業
営業所の名称	○○○○○
営業所所在地	○○市○○
営業者の住所及び氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	○○市○○ 秋田 太郎

条件

許可の有効期間は、○年○月○日 から ○年○月○日 までとします。

秋 田 県

申請時において**有効期間内であることを**確認してください。

4 よくあるお問い合わせ

Q：申請書はどこでもらえるのか。

A：県ホームページからダウンロードできるほか、秋田県庁第二庁舎1階ホール、各地域振興局で入手できます。

※2ページをご覧ください。

Q：『主たる業種が飲食業』とは、どういうことか。

A：事業収入（総収入）のうち、飲食業による収入が最も多い場合です。

Q：県外の法人や住民票が県外にある場合は対象になるか

A：県外本社の法人でも、県内に主たる事業所（支店登記が必要）があり、秋田県内で飲食業を営んでいる場合や、県外に住所地がある個人事業主であっても納税地が県内である場合は対象になります。

Q：食料品製造業を営んでいるが、『飲食店関連事業者』に該当するか。

A：直近期の前年もしくは前々年（コロナ禍以前）の総売上高の内、飲食店に直接卸している分が20%以上の場合は、飲食店関連事業者となり、対象になります。

Q：市町村県民税の申告しかしていない場合はどうなるか。

A：市町村県民税の申告をしている方は、その申告書の写し、もしくは所得証明書でも申請可能です。

Q：売上台帳を紛失したため、飲食店関連売上高が分からない。

A：台帳の紛失により、本申請に必要な売上高を正確に確認することができない場合は、レシートや領収書（控）などをもとに、改めて台帳を作成の上、必ず添付してください。

Q：確定申告書（控）および青色申告決算書（控）を紛失した。どうすればいいか。

A：確定申告書（控）等は税務署で入手できます。市町村県民税の申告書を使用する場合は、住所地の市役所・町村役場の税務部署で同様に入手できます。

Q：複数の店舗を経営しているが、対象となるか。また、店舗によって売上高の減少率が違う。この場合、店舗ごとに判断するのか。

A：飲食店、飲食店関連事業者とも、店舗ごとではなくて、会社全体の売上高、売上高減少率で判断します。

Q：2021年になって事業拡大をしたため、事業全体の売上高の減少率は20%未満である。しかし、売上高に対する影響は出ているので対象となるか。

A：拡大前の事業規模換算で算定できる場合は対象になるが、疎明できない場合は対象とはなりません。

Q：創業者は対象となるか。

A：まだ初回の決算期を迎えていない、もしくは1期しか決算を迎えていない事業者の場合は以下のとおり。

①創業1年未満（初回決算期末到来）

直近1ヶ月の売上高と、直近1ヶ月を含む3ヶ月の売上高の平均を比較。※最低3ヶ月の営業実態が必要。

②創業2年未満（決算1回のみ）

直近1ヶ月の売上高と、直前決算における平均月商を比較。

Q：事業承継（個人事業主）により、前年の事業者名が違う。

A：事業承継を証明できる書類(廃業届および開業届)を添付できる場合は、前事業者の売上高と比較することができます。

Q：個人事業主から法人化した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、個人事業主時代の売上高と法人の売上高を比較します。

※法人の設立を証明する書類（法人設立届や登記等）を添付してください。

Q：複数の法人が合併した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、合併前の法人の売上高の合計と、合併後の法人の売上高を比較します。

※法人が合併した証明（履歴事項全部証明書等）を添付してください。

Q：パソコンや書類作成が不得意で、申請出来ない。

A：様々な事情で申請が困難な方向けに、次の場所に対面相談窓口を開設しております。このほか、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会でも完全予約制により、ご相談を受け付けております。

秋田県飲食店等事業継続緊急支援金事務局

（10月27日(水)～1月31日(月)）

場 所：秋田市山王2丁目1-53秋田山王21ビル5階

連絡先：018-874-8835

時 間：月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）

午前9時30分から午後5時30分まで

※1回30分以内での相談となります。

※完全予約制です。事前にご予約の上ご来場ください。

また、来場の際には、添付書類を必ずご持参ください。